

## 令和6年度 第6回 徳島地方最低賃金審議会 議事録

### 1 開催日時等

日時 令和6年9月19日(木)午前11時00分～午前11時40分

場所 徳島地方合同庁舎6会議室

### 2 出席者

(公益委員)稲倉委員 段野委員 端村委員 撫養委員 米澤委員

(労側委員)賀川委員 川口委員 辰巳委員 三木委員 南委員

(使側委員)藍原委員 天野委員 中村委員 脇田委員

### 3 議題

徳島県最低賃金答申に対する異議申し出に係る諮問及び審議について

### 4 議事

段野会長

ただいまより、令和6年度第6回徳島地方最低賃金審議会を開会いたします。

事務局は、本日の委員の出席状況、公開の状況について報告してください。

事務局（室長）

本審議会は、最低賃金審議会令第5条第2項により、審議会全委員の3分の2の10名、又は各側委員の3分の1の各2名以上の出席で成立することとなっております。

本日は14名の委員が出席しており、本審議会が有効に成立していることを報告します。

また、本審議会は公開しております。4名の方が傍聴しております。傍聴人のほかに、新聞社の記者も来ておられます。傍聴の方は、傍聴の際の注意事項を守っていただくようお願いいたします。以上になります。

段野会長

それでは議事に入ります。議題1について、事務局は説明をお願いします。

事務局（室長）

7月5日、第1回本審において徳島県最低賃金の改正決定諮問を行いました。

その後、本審及び専門部会で審議を重ね、8月29日の第5回本審において、徳島労働局長あて徳島県最低賃金改正の答申いただきました。答申は、令和6年11月1日から徳島県最低賃金を84円引上げ、時間額を980円に改正するという内容でした。事務局において、8月29日に本審議会の意見の要旨を公示したところ、公示された異議申出の期間内に異議の申出がありましたので、最低賃金法第11条第3項に基づき、徳島労働局長から異議の申出についての諮問を行います。

それでは局長諮問をお願いします。

(局長から会長に諮問文を手渡す。)

事務局（室長）

諮問文の写しを机上に配布しております。事務局より代読させていただきます。

事務局（補佐）

諮問文を代読させていただきます。

徳労発基 0919 第 1 号 令和 6 年 9 月 19 日

徳島地方最低賃金審議会 会長 段野聡子殿

徳島労働局長 竹中郁子

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、セブン-イレブン徳島南昭和町 5 丁目店、勝浦川橋店及び徳島県労働組合総連合から、別添のとおり最低賃金法第 11 条第 2 項に基づく異議の申出があったので、貴審議会の意見を求める。

別添につきましては、本会議の資料に添付しておりますので、よろしく申し上げます。

以上になります。

段野会長

事務局は、申出のありました異議の内容について説明をお願いします。

事務局（室長）

資料 1 が異議の申出書です。

事務局でお聞きしたところ、コンビニエンスストアの経営者の立場として、「最低賃金が引き上げられることは理解するが、人件費比率が上がり、経営が逼迫する」との理由で異議を申し立てたとのことでした。

資料 1-2 は、徳島県労働組合総連合からの異議申出書です。なお、徳島県労働組合総連合からは口頭でこの審議会において意見を陳述したい旨の要望がございました。

最後に、正式な異議申出書ではございませんが、徳島県中小企業家同友会から意見書の提出がありました。資料 1-3 をご覧ください。内容としては、

- ① 数年に渡って一定の金額及び率で上昇することが望ましいため、令和 6 年度の徳島県最低賃金の 84 円の引上げについて不服です。
- ② 実態を把握するために徳島県内の中小企業の全事業所を対象とした緊急アンケートを速やかに実施するよう徳島県に対して強く要請してください。
- ③ 賃金上昇が続く数年程度は中小企業を中心とした支援策を実施するよう国及び徳島県、自治体に対して強く要請してください。
- ④ 世帯収入ではなく、給与所得者個人の手取り金額を上昇させる施策を国に対して強く要請してください。

というものです。先ほどご説明いたしましたとおり、正式な異議申出書ではございませんので、参考資料として配布させていただきました。

まずは、徳島県労働組合総連合がこの審議会において意見を陳述することについて、御審議いただければと思います。

段野会長

ただいま事務局から説明いただきました、徳島県労働組合総連合から意見陳述の希望があったとのことです。陳述していただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

段野会長

それでは5分程度で意見の陳述をお願いいたします。

森口氏（陳述人）

本日は、貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。

私たちは、今回の引上げについて、中賃の目安にこだわらず、これまでもしてきたように、地域の実態、労働者の現状に合わせて検討されて出された。しかも、使用者側からも理解を得られるということで、委員の皆さんには感謝を申し上げたいし、努力について敬意を表したいと思っています。

ところが、ご承知のように、980円で労働者が自立して生活できるかというふうなことが問われた場合、ご承知のように、労働基準法には、人たるに値する生活を営むための労働条件でなければならないということが書かれているわけですが、こういった法の要請に対応できているか、という点では、私どもはまだ十分とは思わないし、委員の方からもお話があったように、時給1,000円でも、1年間フルタイムで働いても年収200万円に足りない。年収200万円以下がワーキングプアだと言われています。働いても生活できない貧困労働者だと言われていた時期から比べれば、今は本当に生活が物価高騰で厳しい状況になっているので、貧困の水準はもっと上がっていることで、自立して生活できる最低限の賃金を確保するという点では、不十分だと言わざるを得ないこと、もう一つは、これでもまだ東京との格差は183円、時給で183円、月額にすれば3万円を超える状況ですし、隣県の兵庫とは72円の格差があって、フルタイムで働けば12,500円と、大阪に至っては23,000円程度の格差がまだあるということですが、この3県というのは昨年の流出先のベスト3でして、大阪には559人、東京には436人、兵庫には323人徳島から流出をしている。この3県で全体の50%、国外からの分を除けば、2,668人人口が流出しているわけですが、そのうちの49.4%がこの3県で占められている。こうした地域との格差を縮めていく、全国一律にする取組が求められていると思っています。私どもも、一気に一律にするということではなく、時間経過を取りながらやっていくべきだと思いますし、継続して引上げを図っていくことも大事だと考えています。

今回の根拠では、指標、統計資料を基に徳島の位置がどのくらいかということを考えてと見解では述べられておりましたが、そもそもこの統計というのは、その賃金が安ければ消費も少ないし、経済も抑制されるということで、低いところはいつまでたっても低いというのがこれまでの、ランク決めの際に指数を使っている、物価指数だけで決めるのでしたらいいですけど、所得とか、あるいは消費支出みたいな統計でやられると、低いところは低いままになってしまう。そういうことも乗り越えるような検討もお願いしたいと思います。

最後に、中小企業や小規模事業者のほうからも意見が出されていますが、しっかりした支援策

を引き続き追求していただきたい。徳島県もあれだけ言うておきながら、今県議会が始まっていますけど、経済委員会にも何も出ていないんですね。今日質問がされる予定ですが、質問に対して県がどういう反応をするかがあるわけですが、ある意見では、デービッド・アトキンソンのように「淘汰されるべきだ」というような、中小企業を半減させるというようなことを菅政権のときに言うておりましたけど、賃金を上げながら、そういうふうな淘汰も図っていくみたいなことを言うていましたが、そういう危険性もあるので、ぜひとも、徳島の場合は中小・小規模事業者が大半を占めるわけですから、引き続き県や国の動向を注視しながら、必要に応じて要請をお願いしたいというふうに考えています。

以上、陳述を終わりたいと思います。どうもご清聴ありがとうございました。

#### 段野会長

ありがとうございました。傍聴席へお戻りください。

それでは、異議申立てにつきまして、審議を行いたいと思います。委員の皆様からのご意見をいただきたいと思っておりますけれども、労側の川口様、いかがでしょうか。

#### 川口委員

今、1,500円へという意見をいただきました。今年は異例ですけれども、5回にわたる審議を行って、それで労側、使側の意見が折り合わなかったことで、最終の公益見解という形で980円が提示をされたことです。先ほども言いましたが、今まで以上に審議を重ねた結果、最終的に公益見解を採決したことになったわけです。労働者側としても1,000円をということで、最後まで意見を述べさせていただきました。今国でも2030年半ばまでに1,500円という話もありますけれども、今年50円プラス34円というのが高過ぎるという意見も先ほど読ませていただきました。労働者側としては、それでも生活するには厳しい状況にあることを引き続き言わせていただきましたし、労働人口の流出ということも踏まえると、最低でも兵庫にはという話もさせていただきました。ただ、今回980円ということで、香川県を上回ったことですので、今回大幅に上げたことで全国的にも注目をされ、労働者側、使用者側様々な御意見がある中で、今回980円という額で結審したことからすると、審議を重ねた結果での980円なので、今回これで結審したのはよかったと個人的には思っている次第でございます。

#### 段野会長

ありがとうございます。使側委員お願いします。

#### 脇田委員

先ほど言われました異議申立てに対しまして、意見を述べさせていただきたいと思っております。

本年度の最低賃金の改定では、審議会が目安50円を上回る84円という答申をいたしました。この結果、本県の最低賃金は11月1日から980円ということになります。この金額については、引上げ額はもちろん、引上げ率でも全国トップという状況でございます。この引上げによって、人件費が非常に増大して、より一層厳しい経営状況となることも考えられます。例えば、利幅の少ない小売業でございますとか、新型コロナウイルス感染症によって経営環境が大きく変わりました冠婚

葬祭業などは、まさにその代表であると思っています。こうした企業等には、国や県の積極的な支援というものが必要になると考えております。ここに来る前に、県議会の代表質問をテレビで見えていましたら、岡田県議から県に対して、支援策の質問が出ていました。県の支援策の答弁は聞けませんでしたけれども、何らかの支援策の一端というものが質疑によって明らかにされていくと思います。

このたび4件の異議申出書が提出をされておりますけれども、このうち3件は、84円増の金額が高過ぎて経営に支障を来すということで異議を申し立てるもの、もう一件については、最低賃金を980円にすることに不服で、時間給が1,500円以上を求めるもの、地域間格差を解消して全国一律の最低賃金制度の確立を強く求めるという異議の申立てとなっております。

最低賃金の審議に当たりましては、これまでも最低賃金法にのっとり適正、適切に審議を行い、答申をしてきました。今年度の審議におきましても、法にのっとり5回の審議会等での慎重の上にも慎重に審議をした結果での金額であるということ、いただいた申出書でございますけれども、根拠となるデータが乏しく、さらなる引上げなどの議論というものは難しいのではないかというふうに思っておりますことから、4件の異議申出に関する再審議は必要なく、却下ということをお願いしたいと思っております。

以上です。

段野会長

ありがとうございました。

では、その他委員の皆様でご意見のある方、挙手をお願いいたします。

はい、辰巳委員、お願いします。

辰巳委員

1つ目のセブーンイレブンさんから出されている申立のことで、これは事務局のほうに確認するということになると思うんですけども、国が示した50円を大幅に上回る、徳島の水準に見合わない84円増の金額に異議を申し立てるといった話が載っていると思うんですが、これは国が50円で、過去は40円とかあったことに対して、大幅にしたら、何かまずい、違法ではないですよ。過去になかったから、こういうふうにかかれていたということなんですかね。その辺、何といふかな、来年のことも考えたときに、どうなるか分からないけれども、一般の人たち、私も含めて、それが非常にまずい。私は、今回進めるに当たって、中審の方、出ている方の労働側のほうに質問をして確認してきたんですけども、何か中審が出たことでの金額を下回る、上回るが極端だったら、何かまずい点とかはあるんですか。というのが私の聞きたいことなんです。

事務局（局長）

事務局のほうからお答えしたいと思います。

特に、この法律にのっとり不適切だということではないです。ただし、あくまでもデータに基づいて審議が行われるというのは法で決めた形になりますので、その範囲での結論であれば適正、そうでなければ、法に基づいていない審議になるということになります。

辰巳委員

ですね。だから、別に今私どもが徳島で決めたことは、別におかしくはないということですね、980円というのは。

事務局（局長）

はい、ご見解のとおりになります。

辰巳委員

ありがとうございます。

段野会長

その他の委員の皆様、何かありますでしょうか。

藍原委員、お願いします。

藍原委員

藍原でございます。先ほど使用者側からのお話でもありましたけれども、中小企業、小規模事業者にとっては、当然84円の引上げというのは、やはりなかなか厳しいというのが現状になるかと思っています。私も中小企業家同友会のほうに入っておりますので、今回の分には意見書で出させていただきました。ここについてご説明させていただきたいと思って、述べさせていただきます。

まず、一番初めに、年度の冒頭でお伝えさせていただいたのですが、当然賃金というのは上がっていくものかと思っています。ただ、今年度に関しては、上げ率を含めて84円という急激な引上げに対して、中小企業がついていけないという現状ということを理解していただきたいと訴えたいと思っています。中小企業の全事業者を対象とした、本日代表質問があって、その支援策が出されるのかもしれませんが、その支援策が必ずしも徳島県内の中小企業にフィットしているものなのかどうか、今後私たち中小企業はみていきたいと思っています。私たちの苦しい部分を支援していただけるようなものになるような緊急アンケートを全事業者に対して強く要請していただきたいということも書かせていただいております。

また、当然なんですけど、これもある中小企業からの話です。今回、たくさん私も話を聞きました。その中では、ある精密機械の部品を作っているところですが、そのクライアントさんから、1円単位のエビデンスの資料、お金、単価を上げるに当たっての1円単位の資料を全ての商品ごとに作る。そういう細かい作業をしていると聞きました。この11月1日に間に合うはずはないんです。それで、当たり前ですが、中小企業というのは、ただでさえ人手不足なんです。所長さん自身が自らこうした資料作りを現場でやっているんです。その中で、エビデンス資料を作って提出して協議して、やっと価格に転嫁していただける。そのような状況の中でだと、本当に大変なものです。ですから、賃金上昇は、企業経営者としては当たり前です。ただし、こういう状況があることを含めて、継続的な支援策をしていただくということも、国とか徳島県とか自治体に対して強く要請していきたいと思っております。

あともう一つ、やはり今現状としては、実際には税金を引かれたりとか、こちらにも引かせていただいておりますけど、いろいろな壁がございます。社会保険料、結局その社会保険料が引かれるから、税金が取られるから、扶養の範囲にならないから、そういうことで結局は時間を短くし

てしまう、働く時間を短くすることにされる女性の一般の労働者さんもいるのが現状です。そういった方たちを、私たち中小企業の運営していく中では助けていただいて、そういった女性の労働者の方たちにもたくさん働いていただく中では、むしろ国の政策を速やかに先に進めていただきながら、こういった議論をするのがいいんじゃないかなと思っています。本当に働いた分だけ収入が上がって、収入が上がったことが実感できるような制度設計が本来の姿だと思っています。そのあたりも含めて、私たちのほうの中小企業としてご意見を申し上げたいと思います。

以上です。

段野会長

ありがとうございました。  
ほかによろしいでしょうか。

(意見なし)

段野会長

つきましては、私のほうで意見をまとめさせていただきます。

当審議会におきまして、徳島県にふさわしい最低賃金とはどうあるべきかについて、皆様の様々なご意見に耳を傾けながら審議を尽くしてまいりました。先月の8月29日の答申は、公益見解をお示しし、公、労、使いずれの立場の委員の皆様からも過半数の賛成をいただき、決定されたものです。この公益見解においては、最低賃金は地域における労働者の生計費、賃金並びに通常の事業の支払い能力を考慮して定めなければならないとされており、この各指標につきまして、他の都道府県と比較した際の徳島県の立ち位置にふさわしい最低賃金とする必要があると考えて、引上げ額を示させていただいたところでございます。それにつきまして、今回申出のありました異議も含めまして、不服とする意見も当然あるものだと思っております。しかしながら、いずれの異議につきましても、これまでの審議会の中で既に議論がなされてきた論点であると思えます。よって、8月29日の答申どおりとすることが適当であると考えます。皆様よろしいでしょうか。

(異議なし)

段野会長

ありがとうございます。

それでは、本日の異議に関する申出につきましては、ただいまの結論で答申をさせていただきます。事務局は答申の準備をお願いいたします。

(答申文案を配布)

段野会長

それでは、再開いたします。  
事務局は答申文を代読してください。

事務局（補佐）

答申文の案を読み上げさせていただきます。

案

令和6年9月19日 徳島労働局長 竹中 郁子 殿

徳島地方最低賃金審議会 会長 段野 聡子

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和6年9月19日、貴局から、令和6年8月29日付徳島県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対するセブン-イレブン徳島南昭和町5丁目店、勝浦川橋店及び徳島県労働組合総連合からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議をした結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和6年8月29日付答申どおり決定することが適当である。

以上となります。

段野会長

皆様、この内容でよろしいでしょうか。

（異議なし）

段野会長

ありがとうございます。

それでは、私が局長に答申する際の撮影を認めますので、事務局は撮影をされる方をご案内してください。

それでは、局長に答申します。

（段野会長から局長に答申文を手渡す）

撮影はここまでとします。撮影の方はご退出をお願いいたします。

事務局は、答申後の手続等についての説明をお願いします。

事務局（室長）

本日の答申を基に、徳島労働局長が徳島県最低賃金を決定し、10月1日付の官報公示をする予定となっております。効力発生日は11月1日となっております。

段野会長

それでは、最後の議題、その他に移りたいと思いますけれども、事務局から何かありますでしょうか。

事務局（室長）

簡単に、本日配付しております資料について説明させていただきます。



資料の2、これは8月29日に厚生労働省の本省から発表された、全ての都道府県での最低賃金の改定額が答申された旨のプレスリリースとなります。

また、資料3、これにつきましては、第5回の審議会以降新たに作成されたパンフレット、資料でございます。中小企業への支援策をまとめたものとなっております。参考にさせていただければと思います。

以上です。

段野会長

委員の皆様方、ほかに何かありますでしょうか。

はい、辰巳委員、お願いします。

辰巳委員

事務局の方にお尋ねしたいんですが、先ほど藍原委員から言われたような、この資料1-3のように意見がほかにも、こういうきっちりした文書じゃなくて、メールであったというふうに聞いております。980円に対して、私が聞きたいのは、そのことが非常に高過ぎて困るというような意見と、いやいや、先ほど組合のほうからもありましたように、980円でも低いという意見と、大きく分けて、大体でいいんですけども、何件ずつぐらいのような意見がメールのところにあったんでしょうか。

事務局（局長）

お答えさせていただきます。

数的なものは取っていないので、この手元で数字がないものですから、この場でお答えするということができないんですけども、ご指摘のとおり、様々なご意見がありました。しっかり上がったというご意見もあれば、まだまだ上げてほしいというご意見、経営が逼迫するので厳しくなると、きちんと説明してほしいというふうな意見、色々あったということだけはお伝えしたいと思います。

辰巳委員

何割ぐらいずつかは、私が何を聞きたいかという、ずっと1回目から審議で知事からの要請とか、ありました。要請があったのは、結構私たち側から上げてほしいとか改善してほしいということばかりで、経営者の皆さんのほうから、上げてくれるなという正式な文書要請はありませんでした。それは、過去からの流れもあったと思いますが、今回こうなったときに、局長も言われたように、様々な意見があったと思いますが、経営者の皆さんから見たら、今回、高いという意見が何件かあったと思うのですが、例えば半分ずつぐらいとか、3対7の割合であるとか、何かないでしょうか。

事務局（局長）

今はそれほどご意見をいただいていないです。

辰巳委員

そうですか。

事務局（局長）

意見の数がないので、何対何といえるような総量がない状態です。ただ、経営者側、使用者側の方々がどういった今回の改正額について思いを持たれるかというのは、我々も知る必要がありますので、ハローワークなどで求人を持ってこられる事業者さんの方などにいろいろとお聞きしていかなければいけないと思っていますところでは。

辰巳委員

ありがとうございました。

では、もう一点お尋ねをさせてほしいんですけども、非常に重要な最低賃金の3要素のことの中で、最後に書いている「通常の事業の賃金の支払能力」ですが、この通常の事業のというのがどういうことを指しているのか、私が調べた中でも分かりにくかったので、教えていただけたらと思います。

事務局（局長）

一般的に、正常な経営をしていく場合に、企業が賃金を支払うことができる能力というふうに考えております。

辰巳委員

企業が賃金を支払う能力。

事務局（局長）

はい。

辰巳委員

最低賃金を上げることによって、賃金を支払う能力がないというのは、通常ではない。

事務局（局長）

通常というところを正常な経営をしていく場合に、というふうに読み替えて、ご理解いただければいいのではないかなというふうに思っております。

辰巳委員

分かりました。

段野会長

よろしいでしょうか。

それでは、ここで竹中局長からご挨拶をお願いしたいと思います。

局長

本日諮問いたしました徳島県最低賃金に対する異議申出につきまして、ご審議の上答申をいただき、誠にありがとうございました。本年度の審議は、地域の注目度も高い中、それぞれのお立場、お立場で厳しい面もあったと拝察しております。長期間にわたりご審議いただきました会長をはじめ委員の皆様方には、改めて感謝申し上げます。

今後は、本日の答申の内容に沿って、令和6年度の最低賃金決定の手続を進めるとともに、徳島県最低賃金額の周知及び確実な移行確保に最善を尽くしてまいります。

また、今回ご審議いただいた異議の内容はもちろんのこと、徳島県中小企業家同友会様をはじめ、様々な方々から寄せられたご意見もしっかりと踏まえながら、今後の行政運営を行ってまいりたいというふうを考えております。

さらに、今回は過去にはない大幅な引上げ額をお示しいただいたところですが、徳島労働局といたしましては、徳島県とも連携いたしまして、業務改善助成金の活用をはじめとした、企業に対する賃金引上げ支援に全力で取り組んでまいります。

今後とも労働行政に対するご支援をお願い申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

段野会長

ありがとうございました。

これで、以上をもちまして本日の審議会は閉会といたします。

皆様ありがとうございました。

(閉会)